

野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル  
令和6（2024）年12月改訂版の主な変更点

1 小型のリアルタイムRT-PCR検査装置（cobas）によるM型遺伝子の確定診断

(p85~86)

(1) 背景

現行のマニュアルでは、小型のリアルタイムRT-PCR 検査装置（商品名：cobas）による検査結果は、「簡易検査と同等の扱い」としている。

これまでの精度検証試験および蓄積された我が国における検査実績によると、検体に雑菌等の増殖があったものを除き、cobasの判定結果は現行の遺伝子検査の結果と整合している（表1及び2）。

(2) 変更の方向性

小型のリアルタイムRT-PCR検査装置であっても、cobasのように精度が検証できたものについては、それによるM遺伝子の検査（A型インフルエンザウイルス陽性または陰性の判断）を通常の遺伝子検査（Lamp法、RT-PCR法、リアルタイムRT-PCR法等）と同等のものとして扱うこととし、検査結果が陰性の場合はその時点で陰性確定とする。

表1. 検査結果が既知の検体によるcobasの精度検証試験結果（国立環境研究所提供）

数字は検体数

区分		Cobas結果	1回目	cobas結果	備考
①PCR法によるH5亜型陽性検体	30	陽性	29	実施なし	
		陰性	1	分析不能	検体に雑菌やカビの増殖あり
②Lamp陰性検体（生食又はPBS使用）	50	陽性	1	陰性	開裂部位の増幅なし
		陰性	49	実施なし	
③Lamp陰性検体（バイラルトランスポート使用）	50	陽性	0	実施なし	
		陰性	50		

表2. 2022-2023及び2023-2024シーズンにcobasを使用した検体の判定結果

数字は検体数

区分			Lamp法（A型インフルエンザ）	最終判定		備考	
Cobas（A型インフルエンザ）	陽性	24	陽性	19	H5N1高病原性	15	
					H5高病原性	1	NA亜型解析不可
					その他の鳥インフルエンザウイルス	1	
					解析不可	1	
					判定不能	1	病原性判定可能な遺伝子増幅なし、ウイルス分離陰性
	陰性	6	陰性	5	H5N1高病原性	1	ウイルス分離検査の結果より判定
					判定不能	4	病原性判定可能な遺伝子増幅なし、ウイルス分離陰性
					陰性	6	
	陽性	0					
	陰性	6					

※2022. 3. 25~2024. 6. 20に回収され国環研で検査された死亡野鳥等の検体のうちcobasによる検査が実施された30検体について整理。

## 2 ウイルス不活化剤の限定的な使用

(p71~77)

### (1) 背景

現行のマニュアルではウイルス不活化剤の使用は想定されていない。ウイルスの活性が維持されていることで、遺伝子検査による病原性の判定が困難だった場合の発育鶏卵への接種試験や、他の研究機関による家きんへの毒性試験等が実施されている。

一方で、一部の地域では、運送事業者など関係者の意向により国連規格容器（カテゴリーB相当の容器）の輸送が困難な場合が報告されており、そういった場合にはあらかじめウイルス不活化剤を検体に添加することで、関係者から理解を得られ、サーベイランスが円滑に進むことが期待される。

### (2) 変更の方向性

ウイルス不活化剤を用いなければ検体の収集・検査が困難な場合に限り、検体収集の更なる円滑化を図るため、ウイルス不活化剤の添加を検討することとする。なお、ウイルス不活化剤を添加する場合には、感染性がなくなることから「カテゴリーBの生物学的物質（BIOLOGICAL SUBSTANCE, CATEGORY B）」の表記を必要としないが、検体の保護のため、梱包方法はカテゴリーBに準じた適切な3重包装を基本とする。

表3. 検体の種類と国際規則の対応（赤字：変更点）

分類	検体種類	梱包方法	備考
カテゴリーA	鳥インフルエンザウイルス分離検体	国連規格容器（カテゴリーA容器）による適切な三重包装	本マニュアルで行政機関が扱う検体は該当しない
カテゴリーB	野鳥のサーベイランス試料（スワブあるいは糞便検体等、検査結果にかかわらずすべて）	国連規格容器（カテゴリーB相当の容器）による適切な三重包装	外装容器に表示するラベルは次ページ参照
非該当	野鳥のサーベイランス試料（スワブ検体であり、ウイルス不活化剤を添加したもの）	カテゴリーB相当の容器に準じた適切な三重包装	外装容器に感染性物質の表示は不要

※ウイルス不活化剤を添加する場合には、

- ・感染性がなくなることから「カテゴリーBの生物学的物質」の表記を必要としないが、検体の保護のため、梱包方法はカテゴリーBに準じた適切な3重包装を基本とする。
- ・送付用検体とは別に、ウイルス不活化剤を添加しない遺伝子検査用検体を検査結果の判明まで保管する。（検査結果によっては、より詳細な検査を行う場合がある。

### 3 国の公表方法の変更

(p27~28)

#### (1) 背景

現行のマニュアルでは表4のように、報道発表すべき条件として6種類の基準を設けている。この基準に該当する事例については、2022シーズンには77件、2023シーズンには70件の報道発表を実施している。これとは別に報道発表事例を含むすべてのHPAI陽性事例を一覧表形式で公表している。全体的な傾向を把握するためには、一覧表形式の方が1事例ごとに扱う報道発表資料よりも有用との意見がある。

#### (2) 変更の方向性

関係者の負担軽減及び真に重要な情報の取捨選択のため、国における公表の基準を変更し、報道発表の条件を限定し、それ以外の発生状況はHPの更新によって公表することとする。なお、都道府県による公表はこの基準にとらわれず地域の実情に応じて判断されるものとする。

表4. 報道発表の基準

現行の報道発表基準	2022シーズン 発表件数	2023シーズン 発表件数	変更
野鳥監視重点区域の <b>設定又は解除</b> により対応レベルに変更がある場合（レベルが上がる場合は疑い時点から公表）	6	6	これまで通り、報道発表とする。
野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合	1	0	これまで通り、報道発表とする。
動物園等の飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合（疑い時点から公表）	16	4	これまで通り、報道発表とする。
各都道府県内において当該シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生が野鳥もしくは家きん等のいずれかで初めて確認された場合（疑い時点から公表）	74	46	今後はHP一覧表により公表。
国内希少野生動植物種において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合（疑い時点から公表）	30	22	今後はHP一覧表により公表。
哺乳類等、鳥類以外への高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合	3	0	今後はHP一覧表により公表。

※発表件数は、複数の基準に該当する事例を重複してカウントしている。